

第12回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和2年4月20日（月）9：00～9：15
- 2 開催場所：三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、野呂雇用経済部副部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、岡警察本部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、四日市市危機管理監、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

議題1 新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」について

（服部危機管理統括監）

- ・第12回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を開催する。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」について総括部から説明をお願いする。
- （清水防災対策部副部長）資料1，2により説明
- ・実施期間は4月20日から国において緊急事態措置を実施すべき期間として定められている5月6日までとする。
 - ・対象区域は県内全域
 - ・実施する措置の内容は次の5つ。
 - ・感染防止対策の徹底として4点。外出自粛の徹底として、県境を越える移動、県内における移動、特に大型連休期間中における移動の自粛をお願いする。県外の方についても本県への移動の自粛をお願いする。この他、衛生管理と体調管理の徹底、3つの「密」の回避、人との距離の確保をお願いする。
 - ・企業等の皆さまへのお願いとして3点。咳エチケットや手洗いなどの感染防止対策の徹底、在宅勤務や時差出勤などの積極的な活用、休暇の取得や就業時間の短縮など休暇等への配慮をお願いする。
 - ・イベント開催自粛のお願いとして、クラスター発生の恐れのあるイベントや3

つの「密」の発生が考えられる集まり、県外からの参加者が見込まれるイベントの原則、中止または延期をお願いする。

- ・事実に基づく冷静な対応のお願いとして、誹謗中傷などを絶対に行わないよう人権への配慮や根拠が不明な情報に基づく行動の自粛をお願いする。
- ・休業要請等へのご協力をお願いとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）に基づき、施設の管理者もしくはイベント主催者に対し施設の使用停止や催物の開催の停止を要請、特措法によらない施設についても使用停止の協力を依頼する。

特措法に基づき基本的に休止を要請する施設としてカラオケボックスやライブハウスなどの遊興施設、パチンコ店やゲームセンターなどの遊戯施設、床面積が1,000㎡を超える大学や学習塾など。保育所、学童クラブなど社会福祉施設、社会生活を維持するうえで必要な施設である病院やスーパーマーケット、公共交通機関などについては、適切な感染防止対策を講じていただいたうえで、休止を要請しない。

本県独自の取組として、ホテルや旅館については緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで、感染拡大防止のため、県外からの予約の延期依頼について協力を要請。

- ・内容については国と協議済み。

議題2 休業・協力要請に係る事業者への支援について

（服部危機管理統括監）

- ・休業・協力要請に係る事業者への支援について、経済対策部より説明をお願いする。

（1）三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金について

（野呂雇用経済部副部長）資料3により説明

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模事業者に対して、県・市町が協調して協力金を交付する。
- ・対象事業者は、三重県による休業要請等の対象となる県内施設を運営する中小企業・小規模事業者のうち、県からの協力要請を受け、休業又は営業時間を短縮した事業者。
- ・対象要件は本日（4月20日）から5月6日までの緊急措置期間中に休業等の要請に全面的に協力いただくこと。全面的な協力とは、緊急事態措置の全期間で休業等が基本であるが、準備の期間もあるため、少なくとも4月22日から5月6日までの期間に休業等に協力いただくこと。
- ・支給額は1事業者あたり50万円。

- ・相談窓口を雇用経済部内に設置。
- ・申請等の詳細については別途後日公表。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金について
(河口観光局長) 資料4により説明

- ・ゴールデンウィーク期間中の宿泊予約者に予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただく宿泊事業者に対して協力金を交付。
- ・対象事業者は、4月25日から5月6日までの間の宿泊予約者に対して施設の営業休止・営業規模の縮小などの理由で、宿泊予約の延期やキャンセルを行った旅館・ホテル等の宿泊事業者
- ・支給額は1施設あたり12万円を上限。
- ・相談窓口を観光局内に設置予定。
- ・申請手続き等については後日公表。

(大橋子ども・福祉部長)

- ・資料2-1(休業協力要請について)の4ページに記載の宿泊予約の延期依頼について協力要請を行う施設が、宿泊延期協力金の対象となるのか。

(河口観光局長)

- ・その通り。

議題3 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・これまでの感染拡大防止に全力を傾け、対策をとってきたが、本日から新たなステージに入る。緊急事態措置をしっかりと実行し、感染拡大を防ぐことが重要。指示事項を申し上げるので、全庁一丸となって取り組んでいきたい。
- ・今回取りまとめた緊急事態措置をふまえ、全庁一丸となつて的確に対応すること。まさに今、感染の拡大を防止するため、県民の皆さんや関係機関の皆さんが確実に措置を実施できるよう、きめ細かく関係機関と連携して取り組むこと。
- ・各部局がそれぞれ持つあらゆるネットワークや広報ツールを駆使して、県民、事業者、関係団体等に対し、早急かつ幅広く周知すること。
また、全職員があらゆる場面で、関係者の皆さんに、早急に、幅広く、繰り返し周知し、県民の皆さんにご協力いただけるよう取り組むこと。
- ・緊急事態措置と併せて、今後実施する県の緊急総合対策についても十分に周知

し、今回の措置に基づいて休業等に協力いただく事業者等の不利益を最小限に抑えること。また、緊急事態措置を受け、現在策定している緊急総合対策の見直しを行うこと。

- 新型コロナウイルス感染症対策のため整備した既存の経済対策事業等も活用し、今回の措置への積極的な協力を促すとともに、協力を検討する事業者等が抱く事業活動や経済的不安に関しては、専用の相談窓口により丁寧に対応すること。

また、新型コロナウイルス感染症に関する経済的減収の対応は、今回設置する協力金だけではないことから、雇用調整助成金等既存の制度もしっかり周知し、県民の皆さんの不安を解消するため、丁寧に対応すること。

- 繰り返しになるが、感染拡大の防止や、県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気を出して情報の公表に応じていただいた個人や企業に対し、誹謗、中傷がなされることはあってはならないことから、改めて、各部局において、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われないよう呼びかけるとともに、県民の皆様の不安解消の観点からも、県職員が率先し、正確な情報を迅速かつ的確に発信し、県民の皆様の不安払しょくに努めること。

(服部危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- 以上で本部員会議を終了する。